

【公募】九州大学大学院芸術工学研究院

コンテンツ・クリエイティブデザイン部門教員（准教授1名）の募集について

このたび、九州大学大学院芸術工学研究院コンテンツ・クリエイティブデザイン部門では、下記のとおり教員を募集します。

1. 求人件名：准教授の公募
2. 機関名：国立大学法人 九州大学（URL <http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/>）
3. 部署名：大学院芸術工学研究院 コンテンツ・クリエイティブデザイン部門 コンテンツデザイン講座
（URL <http://www.design.kyushu-u.ac.jp/>）
4. 募集人員：准教授1名
5. 担当予定授業科目
 - 共創学部（伊都キャンパス）
デザイン方法論など
 - 大学院芸術工学府芸術工学専攻コンテンツ・クリエイティブデザインコース（大橋キャンパス）
コンテンツデザインマネジメント、プレゼンテーション特別演習など
6. 勤務地：九州大学大橋キャンパス
〒815-8540 福岡市南区塩原4丁目9番1号
（ただし、科目によっては伊都キャンパス等他キャンパスで行う場合があります。）
7. 任期：特に定めない
8. 着任時期：2018年12月1日以降のできるだけ早い時期
9. 応募資格（その職に求められる具体的な条件）
芸術工学への深い関心と理解があり、次の条件を満たす教育・研究のできる方。
 - （1）博士の学位を有すること、または同等の能力を有すること。
 - （2）映像系またはインタラクティブ系のコンテンツデザイン分野で、サステイナブル・デザインに関係した業績・経験を有すること。
 - （3）プロジェクトのマネジメント等に関わった経験を有すること。
 - （4）九州大学ビジネススクール（QBS）と共同で立ち上げ予定の大学院芸術工学府の新専攻または新コースの企画・運営を主として担当できること。
10. 待遇：経験等に基づき本学の関係規程により決定します。

1 1. 提出書類：次の11種類の書類を作成し提出してください。

※1) ~7)の様式は下記 URL よりダウンロードのこと。

<http://www.design.kyushu-u.ac.jp/~kikaku/kyoinsenkou/kyoinsenkou.html>

1) 履歴書

2) 教育研究業績書（①審査付学術誌の原著論文 ②その他の論文等 ③学術的著書等 ④学会における発表等 ⑤作品等 ⑥その他必要と判断されるものに分類して記載）

※2)の様式は枠ありと枠なしがありますので、「枠あり」を選択の上、作成してください。

3) 研究指導関連業績調書

4) 教育にかかる活動状況

5) 学会および社会における活動等（所属学協会及び役職・委員歴、主要な会議での委員歴など）

6) 科学研究費・共同研究・受託研究等競争的研究資金の獲得状況（代表分）

7) 社会貢献・国際貢献についての業績リスト

8) 主要論文の別刷り（5編以内、各1部、コピー可）

9) 応募者について意見を伺える方2名以上の氏名、所属および連絡先（様式なし）

10) これまでの研究概要（様式なし：A4用紙に2,000字程度）

11) 芸術工学の教育研究活動に対する抱負（様式なし：A4用紙に2,000字程度）

※これらの応募書類以外に資料等があれば、同梱にて送付してください。

※作品は写真等に加工してください。

※原則として、応募書類は返却しません。

※応募書類・資料等に含まれる個人情報、本教員選考以外の目的で使用することはありません。

1 2. 書類宛先・問い合わせ先：

〒815-8540 福岡市南区塩原 4-9-1 九州大学大学院芸術工学研究院

コンテンツ・クリエイティブデザイン部門 部門長 金 大雄 宛

E-mail: dwkim@design.kyushu-u.ac.jp

電話：092-553-4519

「教員応募書類在中」と朱書きし、書留等で郵送してください。

1 3. 募集期間：2018年6月1日から2018年7月20日まで（17時必着）

1 4. 選考方法等：書類選考

応募書類により選考します。

なお、選考の過程で面接を実施することがありますが、その際の交通費等は応募者負担です。

備 考

○九州大学では男女共同参画社会基本法の精神に則り選考を行っています。

男女共同参画推進室の URL <http://danjyo.kyushu-u.ac.jp/active/index.php>をご参照ください。

○英語を用いて授業ができる方を求めます。

本学では、新規採用教員は原則として採用後5年間は英語による授業を行うこととなります。

○九州大学では「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の趣旨に則り、教員（職員）の選考を行います。